

有資格業者に対する指名停止に関する要綱実施要領

(平成 2 年 3 月 15 日 財政局長 決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要領は、有資格業者に対する指名停止に関する要綱（昭和 60 年 10 月 29 日 市長決裁。以下「要綱」という。）第 12 条の規定に基づき、要綱の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において使用する用語は、要綱において使用する用語の例による。

(工事成績不良の場合の指名停止)

第 3 条 要綱別表第 2 号に規定する「過失により工事を粗雑にしたと認められるとき」には、工事成績が不良の場合（仙台市検査事務要綱第 13 条の規定に基づき提出された工事成績調書の評定点が、64 点以下の場合をいう。以下同じ。）を含むものとする。

(工事成績不良の場合の処置)

第 4 条 工事成績不良の場合は、要綱第 10 条の規定により速やかに注意を喚起するものとする。

(工事成績不良による指名停止の基準)

第 5 条 前 2 条の規定による工事成績が不良の場合の指名停止の基準は、別表のとおりとする。

(契約違反による指名停止)

第 6 条 次に掲げる場合は、要綱別表第 4 号の規定を適用する。

- (1) 市発注工事又は選定事業者発注工事において、所定の現場代理人若しくは技術者を配置せず、又は資格を偽って配置した場合
- (2) 市発注工事又は選定事業者発注工事の施工に当たり、正当な理由がないにもかかわらず、本市又は本市の監督員の書面による指示又は措置請求に反した場合
- (3) 市発注工事又は選定事業者発注工事に関し、暴力団等から不当介入（下請人又は受託者に対するものを含む。）を受けた事実について宮城県警察本部への通報及び市長への報告を怠った場合

(不正又は不誠実な行為による指名停止)

第 7 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、要綱別表第 22 号の規定を適用し、当該各号に定めるところにより期間を定めて指名停止の措置を決定した日から指名停止を行うものとする。

(1) 安全管理の懈怠 ア 域外工事（市発注工事、選定事業者発注工事及び一般工事以外の工事をいう。以下同じ。）において、公衆を死亡させ、又は重傷を負わせたことにより、有資格業者又はその代表役員等若しくは一般役員等が業務上過失致死傷等の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合	1 月以上 3 月以下
イ 域外工事において、工事関係者を死亡させ、又は重傷を負わせたことにより、有資格業者又はその代表役員等若しくは一般役員等が労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）違反の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合	1 月以上 2 月以下

<p>(2) 労働災害の隠ぺい</p> <p>ア 市発注工事又は選定事業者発注工事において、労働災害に関する報告を怠り、又は虚偽の報告をしたことにより、有資格業者又はその代表役員等、一般役員等若しくは使用人が労働安全衛生法違反の容疑で逮捕され、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起された場合又は同法の規定に違反し、行政処分若しくは警告を受けた場合</p> <p>イ 一般工事において、労働災害に関する報告を怠り、又は虚偽の報告をしたことにより、有資格業者又はその代表役員等、一般役員等若しくは使用人が労働安全衛生法違反の容疑で逮捕され、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起された場合又は同法の規定に違反し、行政処分若しくは警告を受けた場合</p> <p>ウ 域外工事において、労働災害に関する報告を怠り、又は虚偽の報告をしたことにより、有資格業者又はその代表役員等若しくは一般役員等が労働安全衛生法違反の容疑で逮捕され、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起された場合又は同法の規定に違反し、行政処分若しくは警告を受けた場合</p>	<p>3月以上 12月以下</p> <p>2月以上 12月以下</p> <p>1月以上 12月以下</p>
<p>(3) 賃金不払等</p> <p>ア 市発注工事又は選定事業者発注工事において、労働者に賃金、療養補償、休業補償等を支給しなかったことにより、有資格業者又はその代表役員等、一般役員等若しくは使用人が労働基準法（昭和22年法律第49号）違反の容疑で逮捕され、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起された場合又は同法の規定に違反し、行政処分若しくは警告を受けた場合</p> <p>イ 一般工事において、労働者に賃金、療養補償、休業補償等を支給しなかったことにより、有資格業者又はその代表役員等、一般役員等若しくは使用人が労働基準法違反の容疑で逮捕され、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起された場合又は同法の規定に違反し、行政処分若しくは警告を受けた場合</p> <p>ウ 域外工事において、労働者に賃金、療養補償、休業補償等を支給しなかったことにより、有資格業者又はその代表役員等若しくは一般役員等が労働基準法違反の容疑で逮捕され、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起された場合又は同法の規定に違反し、行政処分若しくは警告を受けた場合</p>	<p>3月以上 12月以下</p> <p>2月以上 12月以下</p> <p>1月以上 12月以下</p>

<p>(4) 職員，他の入札参加者等に対する暴力行為</p> <p>ア 市発注工事又は選定事業者発注工事に関し，有資格業者又はその代表役員等，一般役員等若しくは使用人が市職員又は他の入札参加者若しくは契約の相手方に対する暴行，脅迫，業務妨害その他の暴力行為（以下単に「暴力行為」という。）の容疑で告訴若しくは告発され，又は逮捕され，若しくは逮捕を経ないで公訴を提起された場合</p> <p>イ 一般工事に関し，有資格業者又はその代表役員等，一般役員等若しくは使用人が発注者の職員又は他の入札参加者若しくは契約の相手方に対する暴力行為の容疑で告訴若しくは告発され，又は逮捕され，若しくは逮捕を経ないで公訴を提起された場合</p> <p>ウ 域外工事に関し，有資格業者又はその代表役員等，一般役員等若しくは使用人が発注者の職員その他の関係者又は他の入札参加者若しくは契約の相手方に対する暴力行為の容疑で逮捕され，又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合</p>	<p>3 月以上 12 月以下</p> <p>2 月以上 12 月以下</p> <p>1 月以上 12 月以下</p>
<p>(5) 廃棄物の不法投棄等</p> <p>ア 市発注工事又は選定事業者発注工事において，有資格業者又はその代表役員等若しくは一般役員等が廃棄物の不法投棄その他の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）違反又は大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号），水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）その他の環境保全法令違反（条例違反を含む。以下「廃棄物の不法投棄等」という。）の容疑で逮捕され，又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合</p> <p>イ 一般工事において，有資格業者又はその代表役員等若しくは一般役員等が廃棄物の不法投棄等の容疑で逮捕され，又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合</p> <p>ウ 域外工事に関し，有資格業者又はその代表役員等が廃棄物の不法投棄等の容疑で逮捕され，又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合</p>	<p>3 月以上 12 月以下</p> <p>2 月以上 12 月以下</p> <p>1 月以上 12 月以下</p>

<p>(6) 脱税，粉飾決算その他経営上の不正行為</p> <p>有資格業者又はその役員が次に掲げる経営上の不正行為の容疑で逮捕され，又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合</p> <p>ア 脱税，粉飾決算その他の税法違反又は金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）違反</p> <p>イ 選挙人の買収，利害誘導その他の公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）違反</p> <p>ウ 株式等の募集に係る虚偽文書行使等，株主の権利の行使に関する利益供与その他の会社法（平成 17 年法律第 86 号）違反</p> <p>エ 不法就労活動を行う外国人の雇入れその他の出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年法律第 319 号）違反</p> <p>オ その他アからエまでに掲げる行為に準ずる経営上の不正行為</p>	<p>1 月以上 12 月以下</p>
<p>(7) 第三者の不正行為への加担等</p> <p>有資格業者又はその役員若しくは使用人が第三者の要綱別表第 5 号から第 20 号まで及び前各号に定める行為に加担し，又はその証拠の隠滅，犯人の蔵匿若しくは証人の威迫等を行った容疑で逮捕され，又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合</p>	<p>第三者の行為に準じて当該各号に定める期間に相当する期間</p>
<p>(8) 公訴時効期間経過後の贈賄事実の発覚</p> <p>市職員その他の公共機関の職員が有資格業者又はその代表役員等，一般役員等若しくは使用人から収賄した容疑で逮捕され，又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合において，当該有資格業者又はその代表役員等，一般役員等若しくは使用人の贈賄行為について公訴時効期間が経過しているとき</p>	<p>要綱別表第 9 号及び第 10 号に掲げる行為に準じて当該各号に定める期間に相当する期間</p>
<p>(9) 不当な下請契約その他不公正な取引方法による排除措置命令等</p> <p>ア 市発注工事又は選定事業者発注工事において，有資格業者が下請契約上の不当事実（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 19 条の 3，第 19 条の 4 又は第 24 条の 3 から第 24 条の 5 までの規定に違反する事実をいう。以下同じ。）により独占禁止法第 19 条に違反し，公正取引委員会の排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受け，又は国土交通大臣，宮城県知事若しくは中小企業庁長官が公正取引委員会に措置請求をした場合</p> <p>イ 一般工事において，有資格業者が下請契約上の不当事実により独占禁止法第 19 条に違反し，公正取引委員会の排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた場合</p> <p>ウ その他，有資格業者が公正な取引秩序に対する極めて重大な侵害行為により独占禁止法第 19 条に違反し，公正取引委員会の排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた場合</p>	<p>3 月以上 12 月以下</p> <p>2 月以上 12 月以下</p> <p>1 月以上 12 月以下</p>

<p>(10) 本市に対する不正行為 有資格業者又はその代表役員等, 一般役員等若しくは使用人が本市に対する虚偽申請その他不正の手段により補助金その他の給付を受給し, 又は本市に損害を与えた場合</p>	<p>1 月以上 12 月以下</p>
<p>(注)</p> <p>1 代表役員等とは, 代表取締役及び表見代表取締役 (会長, 社長, 副社長, 専務又は常務等の役職名を有する取締役で実際には代表権を有していないもの)をいう。</p> <p>2 一般役員等とは, 代表役員等以外の取締役, 支店長及び営業所長をいう。</p> <p>3 役員とは, 取締役, 会計参与, 監査役, 執行役, 理事, 監事その他これらに準ずる者をいう。</p> <p>4 使用人とは, 部長, 課長その他従業員一般を指す。</p> <p>5 公共機関とは, 贈賄罪が成立する全ての機関 (国の機関, 地方公共団体, 公社, 公団等)をいう。</p>	

2 前項各号に掲げる行為以外の不正又は不誠実な行為については, 行為の組織性その他の悪質性及び結果の重大性を同項各号に掲げる行為と比較考量して, 指名停止の可否を判断するものとする。

(工事請負以外の契約に係る有資格業者の指名停止)

第 8 条 次に掲げる場合は, 要綱第 11 条の規定により要綱別表第 19 号及び第 20 号の規定を準用する。

(1) 競争入札参加資格者名簿に測量, 土木設計又は地質調査の種目で登録をしている有資格業者又はその代表役員等, 一般役員等若しくは宮城県内の業務に従事する使用人が次のいずれかに該当する場合

ア 測量法 (昭和 24 年法律第 188 号) 若しくは技術士法 (昭和 58 年法律第 25 号) 違反又は都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号), 宅地造成等規制法 (昭和 36 年法律第 191 号) その他その事業に関する法令違反の容疑で逮捕され, 又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合

イ 測量法又は技術士法の規定に違反し, 監督処分がなされた場合

(2) 競争入札参加資格者名簿に建築設計の種目で登録をしている有資格業者又はその代表役員等, 一般役員等若しくは宮城県内の業務に従事する使用人が次のいずれかに該当する場合

ア 建築士法 (昭和 25 年法律第 202 号) 違反又は建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) その他その事業に関する法令違反の容疑で逮捕され, 又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合

イ 建築士法の規定に違反し, 監督処分がなされた場合

(3) 前 2 号に定める場合のほか, 工事請負以外の契約に係る有資格業者又はその代表役員等, 一般役員等若しくは宮城県内の業務に従事する使用人が営業上必要な許認可又は登録に係る法律に違反した容疑で逮捕され, 若しくは逮捕を経ないで公訴を提起され, 又は当該法律の規定に違反し, 監督処分がなされた場合

2 前条の規定は, 工事請負契約以外の契約に係る有資格業者の指名停止に準用する。

(指名停止中の者と契約することが認められる場合)

第 9 条 要綱第 8 条ただし書及び第 9 条ただし書の「やむを得ない事由」とは, 次の表のいずれかの項の要件の欄に掲げる要件に該当するものをいい, 当該事由に基づいて契約する場合にあっては, 当該各項の区分に応じ同表の手続の欄に定める手続によるものとする。

項	種別	要件	手続
1	受注者の非代替性及び早期発注の必要性によるもの	以下のイからハまでの全ての要件に該当するもの。 イ 当該契約が、制度上若しくは技術上の制約のため、又は特殊な物品若しくは役務等の調達のため、当該指名停止業者（当該契約の相手方になろうとする指名停止の期間中の有資格業者をいう。以下、この表において同じ。）以外に履行可能な有資格者がいないこと。 ロ 当該指名停止業者の指名停止期間終了後に契約するのであれば、市民サービスの実施その他の行政運営上、著しい支障を及ぼすおそれがあること。 ハ ロに掲げる支障の発生を回避するために実施し得る有効な代替手段がないこと。	当該契約を締結するにあたっては、要件の欄に掲げる要件に該当することの当否について、あらかじめ契約事務特別委員会（仙台市契約事務に関する審査委員会規程（平成 6 年仙台市訓令第 18 号）第 1 条第 1 号に規定する契約事務特別委員会をいう。以下同じ。）の審査を受けなければならない。
2	特に緊急を要するもの	以下のイからハまでの全ての要件に該当するもの。 イ 災害時の応急工事等、特に緊急を要するものであること。 ロ 直ちに契約しなければ、住民の生命、健康、財産、基礎的生活環境その他の住民の福祉に直接かつ重大な損害を及ぼすおそれがあり、又は住民サービスの実施その他の行政運営上、特に重大な支障を及ぼすおそれがあること。 ハ 当該契約の相手方として当該指名停止業者以外の者を選定する時間的余裕がないこと。	当該契約の発注課は、要件の欄に掲げる要件に該当すると判断した理由について、契約締結後遅滞なく、契約事務特別委員会に報告しなければならない。
3	その他特にやむを得ない事由のあるもの	以下のイ及びロのいずれの要件にも該当するもの。 イ 住民の福祉の実現又は維持その他の行政運営上、特段の配慮が必要なものであること。 ロ 当該指名停止業者の指名停止期間終了後に契約するのであれば、所期の目的を達成することができないものであること。	当該契約を締結するにあたっては、要件の欄に掲げる要件に該当することの当否について、あらかじめ契約事務特別委員会の審査を受けなければならない。
(注) この条において「当該契約の発注課」とは当該契約の所管課（契約事務の取扱いに関する要綱（平成元年 3 月 31 日市長決裁）第 3 条各項及び第 4 条第 2 項の定めにより当該契約を所管する課（課に相当する室及び公所を含む。以下この項において同じ。）をいう。）をいう。ただし、当該契約の事実上の発注行為が、当該契約の所管課以外の課（以下「事実上の発注課」という。）の行為による場合は、当該事実上の発注課をいう。			

- 2 前項に定める要件及び手続によらずに指名停止の期間中の有資格業者と随意契約を行った場合は、当該契約の発注課は、契約締結後遅滞なく、契約事務特別委員会にその旨を報告しなければならない。
- 3 第1項の表2の項又は前項の規定に基づく報告があった場合において、当該契約の締結が適正さを欠くものであった場合は、契約事務特別委員会は、当該契約の発注課又は関係する部署に対して、必要に応じて改善のための指導その他の意見を述べることができる。

附 則

この要領は、平成2年4月1日から実施する。

附 則 (平成3年3月29日改正)

この要領は、平成3年4月1日から実施する。

附 則 (平成6年6月6日改正)

この要領は、平成6年6月6日から実施する。

附 則 (平成8年3月26日改正)

この要領は、平成8年4月1日から実施する。

附 則 (平成21年8月18日改正)

この要領は、平成21年8月18日から実施する。

附 則 (平成24年7月10日改正)

この改正は、平成24年7月10日から実施する。

附 則 (平成26年2月17日改正)

この改正は、平成26年3月1日から実施する。

附 則 (平成28年3月18日改正)

この改正は、平成28年4月1日から実施する。

附 則 (平成30年3月15日改正)

この改正は、平成30年4月1日から実施する。

附 則 (令和2年3月19日改正)

この改正は、令和2年4月1日から実施する。

附 則 (令和3年3月12日改正)

この改正は、令和3年4月1日から実施する。

別表 (第5条関係)

工事成績調書の評定点	措置及び期間
55点を超え64点以下	注意喚起
45点を超え55点以下	指名停止 2月
40点を超え45点以下	指名停止 3月
35点を超え40点以下	指名停止 4月
35点以下	指名停止 6月